

第 2 回 決 算 特 別 委 員 会 会 議 記 録

日 時 令和元年9月17日(火曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 2分 開議
午後 2時 2分 散会

付託事件

一般会計及び特別会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第1号 平成30年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

2 出席委員(12名)

委員 長	内 藤 丈 男 君	副 委 員 長	木 本 信 太 郎 君
委 員	萩 谷 慎 一 君	委 員	中 庭 次 男 君
委 員	綿 引 健 君	委 員	後 藤 通 子 君
委 員	森 正 慶 君	委 員	黒 木 勇 君
委 員	大 津 亮 一 君	委 員	栗 原 文 隆 君
委 員	袴 塚 孝 雄 君	委 員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議 長	安 藏 栄 君	議 員	田 口 米 蔵 君
-----	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻 充 君	副 市 長	秋 葉 宗 志 君
市 長 公 室 長	武 田 秀 君	交 通 政 策 課 長	須 藤 文 彦 君
総 務 部 長	荒 井 宰 君	総 務 部 参 事 兼 人 事 課 長	天 野 純 一 君
財 産 活 用 課 長	谷 津 茂 男 君		
財 務 部 長	園 部 孝 雄 君	税 務 事 務 所 長	小 川 喜 実 君
財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君	市 民 税 課 長	安 里 裕 行 君
資 産 税 課 長	関 根 豊 君	収 税 課 長	佐 々 木 信 也 君
市 民 協 働 部 長	鈴 木 吉 昭 君	市 民 協 働 部 長 副 部 長	横 須 賀 好 洋 君
市 民 協 働 部 監 技	大 和 直 文 君	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	小 林 良 導 君
新 市 民 会 館 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君	市 民 課 長	高 安 正 紀 君

生活環境部長	川 上 幸 一 君	生活環境部長 副 部 長	佐 藤 則 行 君
生活環境部 参 事 兼 清掃事務所長	齋 藤 利 光 君		
保健福祉部長 兼 福 祉 事 務 所 所 長	大 曾 根 明 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 兼 国 保 年 金 課 長	川 津 英 臣 君
福 祉 事 務 所 参 事 兼 子 ども 課 長	柴 崎 佳 子 君	生活福祉課長	櫻 井 学 君
障害福祉課長	平 澤 健 一 君	高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君
介護保険課長	荻 沼 学 君	保健センター長	小 林 か お り 君
都市計画部長	高 橋 涼 君	都 市 計 画 部 副 部 長	川 崎 洋 幸 君
都 市 計 画 部 技 監 兼 住 宅 政 策 課 長	木 村 勤 君	都 市 計 画 部 技 監 兼 泉 町 周 辺 地 区 開 発 事 務 所 長	加 藤 久 人 君
公園緑地課長	上 田 航 君		
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
消 防 長	小 泉 直 紀 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
救 急 課 長	石 田 宏 一 君		
教 育 長	本 多 清 峰 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 功 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 放 課 後 児 童 課 長	菊 池 浩 康 君
学 校 管 理 課 長	鎮 目 英 俊 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君	議 事 係 長	綱 島 卓 也 君
書 記	嘉 成 将 大 君	書 記	島 田 祐 輔 君

午前10時 2分 開議

○内藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2回決算特別委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○内藤委員長 この際、お諮りします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 それでは、着席の位置につきましては、現在のとおりとさせていただきます。

なお、委員会の出席説明員につきましては、前例に倣い、通告のあった担当部課長のみの出席とさせていただきますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおり、認定第1号であります。

今後の審査の日程等について

○内藤委員長 それでは、審査の進め方についてお諮りします。

委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日と明日の2日間で4名の委員からの通告に基づく質疑を行い、19日に総括的な御意見を伺った後、採決を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、通告に基づく質疑は、本日は黒木委員、森委員、中庭委員の3名に、明日は後藤委員の1名に行っていただくこととしたいと思いますので、御了承願います。

なお、質疑時間につきましては、さきの委員会において、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取り扱いにつきましては、全ての通告を通しまして、各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間とすることで決定したところでありますので、よろしく願いいたします。

次に、発言通告につきましては、一覧として取りまとめ、また、事前に請求のありました決算審査に係る追加資料につきましては、正副委員長で協議の上、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

認定第1号（平成30年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○内藤委員長 それでは、認定第1号を議題とします。

これより通告に基づく質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化を図るため、重複する質疑、質問等は極力避けていただきますとともに、質疑、質問等に際しましては、決算書及び審査資料に基づき、記載箇所をお示しいただきながら行っていただきたいと思ひます。

また、関連質疑につきましては、各委員の通告に基づく質疑終了後に行いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、平成30年度の決算に関係のない要望等の議論については、避けていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

初めに、黒木委員から発言を願ひます。

黒木委員。

○黒木委員 それでは、質問の通告に従ひまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、歳入、市税に関しまして、不納欠損額、収入未済額の総括ということで通告させていただきました。また、資料もいただいております。この中で、税の公平性を期す観点から不納欠損に至らぬよう業務の改善等をどのように行ってきたか、まずお伺ひいたします。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの黒木委員の御質問についてお答えいたします。

不納欠損とならないための取り組みでござひますが、まず執行停止と不納欠損額の関係につきまして、決算特別委員会資料の3ページに市税の不納欠損状況についてという表がありまして、この中の不納欠損事由で、左側の地方税法第18条第1項の内訳としまして、うち執行停止によるもので、執行停止という欄がござひます。この欄を含む右側の事由が地方税法に基づく滞納処分執行停止によるもので、こちらにつきましては、しっかりとした財産調査による執行停止後に不納欠損となっているものでござひまして、全体の不納欠損額の約92%を占めております。その部分以外につきましては、5年経過により消滅時効が到来して不納欠損となったものでござひます。

この部分の縮減を図るために、滞納初期の早い段階での整理の着手を基本に、滞納整理の入り口でもござひます財産調査を徹底することで、納付資力を客観的に判断していくことが大切だと考えておりまして、このような調査を踏まえて、引き続き滞納処分の強化に努めますとともに、今後につきましても、適正な不納欠損の処理に努めてまいります。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 また、今、財産調査を初期段階から進めるといふ答弁がありましたけれども、まず職員の方々の業務遂行に関する能力向上という部分が非常に重要であるかというふうにかえます。

茨城租税債権管理機構における研修等を行っていると思うんですが、この研修の平成30年度の参加人数、また、このほかどのような職員能力の向上について取り組まれているかお答えいただきたいと思ひます。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてでございますが、職員の業務能力の向上につきましては、新規採用の職員や人事異動により税の徴収事務経験のない職員を対象としまして、4月と6月に課内研修を行

いますとともに、茨城租税債権管理機構において実施されています徴収基礎研修にも積極的に参加をしております。また、そのほかの職員につきましても、管理機構におきまして実施されております11種類の課題別専門研修や市町村アカデミー自治大学校における税務専門課程の税務徴収コースでの職員の派遣なども行っておりまして、合わせますと17種類の研修に延べ68名の職員が参加しており、税の公平性のさらなる推進を図るため、徴収技術の向上や知識の習得に努めてございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 次にですね、茨城租税債権管理機構へ移管していく案件の基準について、少しお話をいただきたいと思います。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの黒木委員の質問についてお答えいたします。

茨城租税債権管理機構へ事案を移管する基準ということでございますが、大きく分けて3つございます。まず1つ目が、高額となっている債務の事案でございます。2つ目に、滞納額が長期間となり累増している事案、そして3つ目は、県内外を問わず広域的に対応しておりますので、それら広域的な財産調査などを必要とします事案を勘案して移管しているところでございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 わかりました。不納欠損の状況でありますけれども、時効中断については、先ほどちょっと説明がありました地方税法第18条第1項で、納期限が来て20日以内に督促状を送ると。また、そのことによって時効が中断し、また、財産差し押さえ強制執行手続をとると時効中断となるというふうに認識しておりますけれども、この5年経過による時効消滅、その前に対処していく取り組みについて、どのような取り組みを行っているか伺いたいと思います。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの黒木委員の御質問でございますが、市税の場合、やはり納税者間の公平性を確保しなければなりませんので、それに向けて早期の催告や納税相談により滞納初期の早い段階での事案整理に努めてまいりました。また、これらの納税相談等にも応じないときには、できる限り財産調査を進めまして、納付資力の有無をしっかりと確認しながら、財産の差し押さえや滞納処分の執行停止などの取り組みを強化することで、収納率の向上と収入未済額の縮減を図ってきたところでございます。

また、不納欠損額につきましては、決算審査関係資料の8ページをお開きください。こちらに不納欠損額年度別一覧表がございまして、この表の一番上が市税でございます。こちらは年度により増減がございまして、平成26年度から平成30年度までの5年間で2億1,000万円から4億8,000万円の間に変動してきております。これは、財産調査をした結果、どうしても納められないということが確認できた場合に、滞納処分の執行を停止する措置を取っており、年度によりその件数や金額に増減があり、その他状況によって不納欠損の金額も変動するものでございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 ありがとうございます。

続きまして、質問通告の22款市債について、利率と償還終期期間について質問させていただきます。

平成30年度決算における一般会計の市債発行額、全体で205億3,170万円となっていました。借入先や償還年限がさまざまにありますけれども、借入先や償還期限、これはどのように決定しているか、まずお伺いいたします。

○内藤委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、提出資料の4ページをお開きください。

市債の利率と償還終期期間ということで資料を作成させていただいております。借入先ごとに発行日、償還年数、利率、借入金額を記載しております。

まず、借入先の決定でございますが、主に財務省及び地方公共団体金融機構というのを公的資金としております。また、銀行の民間資金ということで、大きく分けると2つの区分になります。市債の発行に当たっては、県知事との協議の上、同意を得るという手続を行っておりますので、この中で、同意基準により市債の目的ごとに選択できる借入先を決定しております。県との協議の中で、公的資金であるのか、民間資金であるのかを決定した上で、その後の割り振りを行っているということでございます。

また、償還期間の決定については、公的機関につきましては、施設等の耐用年数を考慮して償還年数が借入先から示されております。それにしたがって償還期間を決定しております。民間資金につきましては、金利の状況や施設の耐用年数、これを考慮して本市が設定しているところであります。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 今の日銀のゼロ金利政策の中では、平成30年度においては、非常に利率が低く抑えられている資料を見させていただきました。また、この市債の利率、将来の公債費負担に大きな影響を及ぼすものがありますので、可能な限り低く抑える必要があると思います。発行に当たりまして、どのような努力をされているかお伺いいたします。

○内藤委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 まず、公的資金につきましては、償還年数をもとに利率が決められておりますので、そちらを選択しております。そして、現在のところ、民間資金よりも公的資金のほうが、利率が低利でございますので、公的資金を優先して設定しております。また、民間資金につきましては、市内の銀行の利率選定を行いまして、条件の一番よいところから借り入れを行うということで利率の低減を図っております。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 平成30年度決算審査関係資料の5ページに市債の会計別・借入先別の状況が資料として出ておりますけれども、この上段のところにあります、例えば一般会計の財務省関東財務局は、平成4年度から借りていて、平成30年度までとなっておりますけれども、ここで4.65%と非常に高い利率のものがああります。この部分、国から借りている公的資金に関しましては、以前、何度か国のほうから借り入れオーケーですよと了解いただいて借り入れしている経緯があるというふうに記憶にあるんですが、こういう借りかえについての考え方を伺いたいと思います。

○内藤委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 公的資金につきましては、繰り上げ償還に伴いまして補償金というのを払うことになっております。国では、やはり国債等で資金を調達して市町村に貸し付けを行いますので、繰り上げ償還を行い

ますと金利負担というのが公的資金に一方的にかかっているということで、通常は、補償金を支払って繰り上げ償還をするということになっております。過去においては、平成19年から21年のこの3年間において5%以上のものを繰り上げ償還をするということで、これは補償金が免除されるという制度がございましたので、これを実施しております。現在のところ、補償金の免除というのがない現状では、定時償還で返していくのがよいと考えております。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 わかりました。

次に、歳出、2款の総務費に移らせていただきます。

質問通告で防犯カメラ設置状況と運用効果についてということで通告を出させていただきました。資料を今日いただきましたので、まず、防犯カメラの設置状況について、平成30年度、非常に多く設置されておりますけれども、その状況について御説明いただきたいと思っております。

○内藤委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 防犯カメラの設置状況についてでございますが、これまで水戸警察署と協議しながら、人通りが多く防犯上も重要な場所として、水戸駅や大工町周辺など合わせて49基の防犯カメラを設置してきたところでございます。

そのうち、昨年度につきましては、茨城県において国体開催に向けた防犯対策の強化を目的に、防犯カメラの設置に係る補助制度が創設されましたので、積極的な活用を図り、国体を開催する会場周辺などに28基を設置したところでございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 また、この運用をしていただいている効果について、見解を伺いたいと思っております。

○内藤委員長 小林防災・危機管理課長。

○小林防災・危機管理課長 運用効果につきましては、事件等の解決に向けた警察への画像データの提供はもとより、防犯カメラが設置されていることにより市民の皆様の安心感の醸成、犯罪の未然防止につながるなど、一定の効果を得ていると認識してございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 わかりました。

資料の一番下にも運用実績ということで、平成30年度、警察からの照会に伴う画像データの提供件数ということで、27件提供されているということで、非常に効果があるというふうに思っておりますので、引き続き確な運用をお願いしたいと思います。

続きまして、3款民生費、高齢者福祉施策につきまして、まず高齢者支援センターについてお伺いいたします。

資料でも出していただきましたが、平成30年度における高齢者支援センター運営費のうち、職員数はそれぞれどのように人数を決められているのかお伺いしたいと思います。また、運営経費の算出根拠について御説明いただきたいと思っております。

○内藤委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。

決算資料の7ページのほうになりますけれども、こちら高齢者の総合相談機関でございます高齢者支援センターにつきましては、平成27年4月に8カ所の高齢者支援センターと各高齢者支援センターの連絡調整を担う基幹型のセンターを設置したところでございます。高齢者支援センターには、水戸市地域包括支援センター基準条例に基づきまして、担当地域の高齢者人口表に応じて保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門委員等を配置いたしまして、職員がチームを組んで高齢者を支援しているところでございます。

また、高齢者支援センターの運営費につきましては、人件費及び事務費から算定しているところでございます。

以上です。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 いただいた資料を見ますと、下段のほうに高齢者支援センター利用（相談対応）実績ということで記載いただいております。平成30年度におきましては、合計で2万4,398件と前年度に比べてそれほど多くなっていないのかなというふうに思います。この地域包括支援制度は発足してまだ数年しかたっていないかもしれませんが、これから高齢化が進む中で、地域で高齢者の方が安心して暮らしていくためには、この包括支援制度が非常に重要な部分であります。この相談件数が大きくふえていない要因等について、御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

平成27年に発足いたしまして、当初、まずは皆さんに知っていただくというところで、ありとあらゆる機関、地域の団体、あとは事業所等に周知のほうを徹底いたしまして、その時点でかなりの実績を残したところでございます。現在、少し伸び悩んでいるところもございまして、そのところについては、まだ少し周知が不足しているのかなと考えておりますが、まずは高齢者支援センター——皆様には連絡先、お電話番号等を周知させていただいて、まず連絡をいただきたい。それによって電話での御相談、必要に応じて訪問いたしますということで、今までは周知のほうを徹底したところでございます。

また、今後の周知といたしまして、今までと同じところを続けるほかに、出張相談といいますか、各支援センターで現在力を入れていますところが、福祉の窓口として老人福祉センターですとかそういったところに定期的に介護相談窓口ということで設置をいたしまして、皆様からの相談を受けるような形を残しております。例えば、南部第一高齢者支援センターでは、南部老人福祉センターふれしあのほうで毎月第2、第4水曜日というように、定期的に窓口を設置いたしまして、皆様に相談をしていただく、相談に乗る、あるいは高齢者支援センターを周知するという活動の場として使わせていただいておりますので、そういう活動を各高齢者支援センターのほうにまた広げていきたいと考えております。

以上です。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 私のもとへも高齢者の方からいろいろな相談が入ってきます。また、近所の方で認知症じゃないかと、黒木さん、こういう方はどうしたらいいんですかという相談が来ます。そういうときは、この高齢

者支援センターに電話をして相談できますよという話もさせていただいているんですが、なかなかこれが年数たっても御理解いただいていない状況があります。

今、課長のほうからありましたように、老人福祉センターに窓口、第2、第4水曜日、出張しているというのを言われていましたけれども、これ出張じゃなくて常時開設——やはり老人福祉センターというのは非常に利用率が高いです。お風呂もあつたりして、お風呂へ入りに行く人もいらっしゃれば、いろいろな趣味、サークル等で通う方が非常に多い中で、こういうところが窓口になっていただければ高齢者の方にとっては非常に利用しやすくなるというふうに考えます。

次に、お年寄り便利帳についてお伺いいたします。

こちらは、資料をいただいております。平成30年度の当初配布状況の資料をいただきました。まず、決算状況と30年度の当初配布状況について、御説明いただきたいと思います。

○内藤委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまのお年寄り便利帳につきましての御質問にお答えいたします。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

お年寄り便利帳につきましては、高齢者が受けられるサービスの総合的な手引きとして、毎年度作成しているものでございます。作成費用につきましては、平成30年度印刷製本費101万7,360円となっております。また、広告掲載料収入につきましては、平成30年度実績で33事業所、計114万円となっております。作成費用を上回る結果となりました。今年度も引き続き、広告掲載料の確保に努めてまいります。

次に、配布状況につきましては、市役所窓口、市民センター、高齢者支援センターを初め、市内各所に広く配布しております。年度当初配布実績は9,380冊でございます。その後、適宜、補充・配布を実施いたしまして、年度末には1万4,000冊の配布をほぼ完了しているところでございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 この提出いただいた資料、今、説明があったように、広告掲載料が製作費を上回る料金を広告にいただいているというすばらしい状況だと思います。しっかり有効に使っていただきたいと思います。

あと、このお年寄り便利帳の記載内容、今日持ってきましたけれども、便利帳の記載内容がわかりづらいという声をよく聞きます。また、見たことがないという高齢者の方もいらっしゃいまして、見たことないわけがないと思うんで、恐らくどこかへしまっちゃっているんだと思うんですが、中身も白黒で字が小さいんですね。また、専門的な用語が使われて、職員の方は恐らくわかると思うんです。また、こういう介護に従事されている、職業とされている方は恐らくわかると思うんです。私が読んでもちょっとわかりづらいという内容の中で、この掲載内容についてどのように、いつごろからこういう形になったのか。内容としては、非常に充実していて介護に関する内容が網羅されていますので、すばらしいと思うんですが、いま一つ高齢者の方にとってはわからないという状況の中で、何年ぐらいこの状況、同じような形で使われているのか、見解ありましたらお伺いしたいと思います。

○内藤委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の形がいつからかというのは、申しわけございません、私も把握しているところではないんですけども、ただ今後より一層の高齢化が進みまして、高齢者サービスについての需要がさらに高まってまいると存じますので、お年寄り便利帳が高齢者の方々にとってより見やすい内容になりますように、今後また新しくつくるに当たりまして、例えば先ほどおっしゃられましたようにカラー印刷などを取り入れるような改善に努めてまいりたいと存じております。あわせて、より多くの方の手元に置いていただきまして、まずはお年寄り便利帳にそれぞれ記載されております連絡先にお問い合わせをいただきまして、丁寧にこちらで説明をさせていただきますながら、必要とするサービスについて御理解いただけますように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 わかりました。ぜひともいい形で多く御利用いただけるような施策を進めていただきたいと思えます。

続きまして、4款衛生費に入ります。資源ごみの集団回収についてであります。

9ページに資料をいただきました。この中で、一番上段で回収量——平成30年度の回収量はその前の29年度、28年度に比べると、だんだん回収量が減ってきています。一番下の上記対象団体数、この資源ごみ回収を行っていただける団体の数も年々減少傾向で、439という平成30年度の団体数を示していただきました。この部分、非常に懸念する部分であります。この要因について、どのようにまず捉えていらっしゃるかお伺いいたします。

○内藤委員長 齋藤参事兼清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 黒木委員の御質問にお答えいたします。

集団回収の回収量及び団体数については、減少傾向にございます。その要因としましては、少子高齢化等により分別回収の担い手が不足していること、宅地開発等により資源物の回収場所の確保が困難になっていることに加え、スーパーマーケットなどで資源物の独自回収が行われ、民間企業の回収量が増加したことも影響しているものと考えております。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 水戸市もごみの減量、再資源化を推進していくということで、非常に力を入れてこの実施に関しては行っているところだと感じております。また、来年度から新清掃工場で実施される白いプラスチック、発泡スチロールのトレイ、こういう部分もこれから試験的に行いながら再資源化を推進していくというのが水戸市の基本的な考え方だというふうに認識しております。

でも、回収量が減っていく、また、回収していただく町内会、子ども会の方々の協力が得られなくなってきているという状況は、改善していかなければ、ますますこの回収はおぼつかなくなってきてしまうという中で、例えばアルミ缶なんですけれども、アルミニウムの大きな白いビニール袋に入れて出しますけれども、1つでもスチール缶が入っていると持って行っていただけない。要は、100%アルミじゃないと回収しないというのが、平成30年度、私の町内でも見られまして、子ども会の方々は一生懸命仕分けしています。非常に大変な思いをしてやっているんですけども、もうできないと、100%は無理だという声が出てい

ますけれども、この部分はどういうお考えなのかお伺いいたします。

○内藤委員長 齋藤参事兼清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 黒木委員の再度の御質問にお答えします。

最近の空き缶類につきましては、容器の素材がアルミでふたの素材がスチールであるなど、複合的な素材で構成され、分別することが煩雑でわかりにくいなどの御指摘を受けることもございます。

このような状況を踏まえ、分別の方法についてチラシを作成し、全団体へ配布するとともに、御希望のあった団体につきましては、説明会の開催や回収場所での分別方法の説明等を行っているところでございます。

今後につきましても、文章だけではなく写真を掲載するなど、よりわかりやすいチラシなどを作成し、資源回収量の増加や資源物の質の向上、団体数の増加に向けたPRに努めてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 100%という部分については、私も今後もよく見ていきたいと思いますが、改善したほうがよいというふうに思います。

続きまして、8款土木費、4項6目公園費の千波湖水質浄化についてお伺いいたします。

非常に詳しい資料を出していただきましてありがとうございます。

まず、千波湖は、水戸市民にとっては憩いの場であるとともに、市としても大変重要な公園であります。シンボリックな水辺空間となって親しまれておりますが、その水質の悪化を食い止めようということで、長年にわたりさまざまな、行政だけでなく民間の方々、企業の方々、多くの取り組みをしていただいているところでありますけれども、なかなか改善できない状況に見てとれます。今日いただいた資料の中でも、11ページのCODの値、平成30年度21.0という部分で、26年度から比べても悪化の状況にあるという見方ができるのかなというふうに思いますが、平成30年度においても、この資料を見る限りかなり大きな予算を投入してこの対策を進めておりますが、まず平成30年度の取り組みについて御説明いただきたいと思っております。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、御質問にお答えいたします。

提出資料の10ページから12ページが公園緑地課の資料となっております。千波湖の水質浄化施策につきましては、大きく分けまして4つの事業を実施しているところでございます。

まず、1つ目は、湖水の流動を促進し、アオコの発生を抑制するため、ジェットストリーマー10基による水質浄化保全事業を行っております。

2つ目は、那珂川から渡里用水路を利用し、最大で毎秒1.4トンの清浄水を導水する水質浄化導水事業を行っております。

3つ目としましては、茨城県の森林環境湖沼税を活用しまして、千波湖の東側になりますが、アオコの抑制対策業務委託を実施しております。

4つ目としましては、霞ヶ浦導水事業の一環となりますが、那珂川から桜川、そして偕楽園に月池を利用しまして、千波湖に最大で毎秒3トンの清浄水を導水可能とするための施設整備を現在行っているところで

ございます。

事業につきましては、以上でございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 まず、この千波湖水質浄化保全事業関係経費、平成30年度704万1,952円の決算が出ておりますけれども、このジェットストリーマーは、以前は鳥の形をした市民の方が見ても誰でもわかる形でしたけれども、今は鳥がなくなってちょっと草が生えているような形をしていますけれども、この700万円という部分におきまして、費用対効果というのはどのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ジェットストリーマーにつきましては、千波湖を全体で見たときにはなかなか効果が見えにくいというのは委員御指摘のとおりでございますが、ジェットストリーマーの周辺では水流が発生し、部分的ではございますがアオコの発生が抑制されているものと考えております。

以上でございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 何とかならないのかなという素朴な疑問であります。

続きまして、4の千波湖浄化導水施設整備関係経費は、平成30年度で決算額2億2,262万4,000円と、大きなお金が出ております。これは、霞ヶ浦導水事業に関する水の流入施策の事業と認識しておりますが、平成30年度におきまして、どのような状況までこの事業が進捗したのかお伺いたします。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

千波湖浄化導水施設整備につきましては、現在、平成28年度から工事を実施しておりまして、水戸市におきましては、千波湖西側駐車場の周辺に1,500ミリメートルのコンクリート管をおおよそ300メートル埋設して、現在は終わっている状況でございます。

今年度も引き続き千波湖から桜川に放流する吐き出し口ですとか、来年度千波湖に取り入れる放流口、また、月池から今現在埋設しています導水管のほうに放流するための施設、それぞれを整備して来年度中には完成させたいというふうを考えております。

以上でございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 この事業が完了して導水ができるようになりますと、毎秒3トンの水が千波湖に入り込むということで、非常に期待できるところであります。着実な実施をお願いしたいと思います。

続きまして、14款使用料及び手数料、8款5項住宅費、住宅使用料収納率と収入未済額について質問させていただきます。

まず、住宅使用料の収納率の状況ですが、平成30年度全体の収納率が56.2%と非常に厳しい数字に

なっておりますが、現年度が97%、これ非常に改善されている数字となっております。また、全体を引き上げているのが、過年度分の収納が困難になっているという状況がこの資料から見てとれます。収納率の向上に向けた取り組みをどのように平成30年度実施されたか、まずお伺いいたします。

○内藤委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

収納率が上がった理由といたしましては、平成26年度から指定管理者に移行したことにより、茨城県住宅管理センターで行う滞納整理による効果が大きく、特に昨年度から収納を強化することにより、文書催告、電話催告等、滞納整理業務を行うことによって効果があらわれたと考えられます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 いただいた資料の2の下の方ですね、滞納理由別内訳で見ますと、納付意思の欠如による滞納金額が1億4,809万3,057円と非常に大きな数字になっています。今、指定管理者への業務移行があったということで、非常に効果があったという説明でしたけれども、納付意思の欠如によって1億円を超える金額が滞納理由になっているということに関しまして、指定管理者を含めて担当課ではどのような取り組みを行って、どういうお考えなのかお伺いいたします。

○内藤委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

現在、高額滞納者、納付の意思が見られない悪質な滞納者につきましては、家賃を支払っている他の入居者との公平性の観点から、法的措置を強化して対応しております。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 不納欠損9,000万円を欠損として落としたことについて、御見解をお伺いいたします。

○内藤委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えします。

不納欠損の内訳といたしまして、退居した滞納者のうち時効が完成している者に対して催告書を送付したところ、本人から時効の援用の申し出がされたもの、こちらが4,200万円、また、死亡や所在不明な者について市の債権条例に基づき債権を放棄したものの不納欠損額として4,600万円、以上でおおむね9,000万ということでしております。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 先ほど、課長のほうからありましたように、やはり公平性の観点から見ますと、支払っている方は一生懸命支払っていただいておりますので、こういう不納欠損に至らないようにしっかりと、特に納付意思の欠如という部分はしっかりと改善していただいて、払うものは払うという入居するときの約束ごとはしっかりと入居者に対してお願いしたいと思います。

次に、9款消防費につきまして通告してあります。救急搬送先受け入れ先決定時間についてということで質問させていただきました。

まず、提出いただいております資料のほうを説明いただきたいと思います。

○内藤委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

それでは、決算特別委員会資料の14ページをごらんください。

救急搬送の実態ということで、救急車及びドクターカーの出動状況と医療機関の収容状況について御説明いたします。

初めに、1の救急車の出動状況でございますが、平成30年度は1万5,472件の出動があり、前年度と比べますと682件の増となりました。事故種別で見ますと、急病が最も多く、続いてその他、一般負傷の順でございます。その他につきましては、病院間の転院搬送等でございます。

次に、2のドクターカーの出動状況でございますが、ドクターカーは、心肺停止状態やその疑いがある場合など生命の危険が切迫している状況時に、医師、看護師を同乗し出動いたします。平成30年度は、1,040件の出動があり、前年度と比べますと125件の増となっております。事故種別のその他は、医師搬送の件数となっております。

次に、3の医療機関の収容状況でございますが、水戸協同病院や水戸済生会総合病院に多くの患者を受け入れていただいております。総出動件数の74%を救急病院や救急協力病院で収容していただいている状況となっております。

以上でございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、御説明いただきました救急の出動件数、非常に多くなって、昨年より682件ふえているという大変な状況だと思います。救急に携わる職員の方には非常に感謝の思いでいっぱいです。

その中で、やはり市民の方からよく話をお伺いするのが、救急車の収容後——119番で来ていただいて事故現場、自宅まで来ていただくと。これは非常にスピーディで、平均して数分間で到着していただいているというふうに認識しておりますけれども、その後、急病の方を救急車に収容していただいて、そこから救急車が動かないと。なんで出発しないんですかという話を非常に多く聞きます。

平成30年度も救急の出動件数が非常に多くなっておりますし、大変な状況はわかるんですが、こういう要因につきまして、御見解をお伺いしたいと思います。

○内藤委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

傷病者収容後から現場出発までの時間でございますが、12分でございます。救急車の車内では、傷病者の状態を把握し、その結果に基づいた応急処置を実施するとともに、収容先依頼機関の問い合わせを行っております。応急処置は、症状によってさまざまですが、心肺停止の傷病者には胸骨圧迫や除細動を実施するとともに、医師の指示を受けながら輸液などの救命処置を救急救命士が実施いたします。

また、症状に適応した医療を速やかに受けられるように、医療機関の医師には観察の結果や事故の発生状況などさまざまな情報を集約し収容を依頼しており、総出動件数の90%が1回または2回の問い合わせで搬送先が決定している状況でございます。

傷病程度や処置の内容などにより、滞在時間は異なりますが、このような一連の活動には一定の時間が必要となりますので、御理解をお願いします。

以上でございます。

○内藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 説明をお聞きしましてよくわかりました。本当に大変な状況の中、今、12分という時間まで示していただきましたけれども、救急救命士のこういう資格制度ができた中で、病院と連携を取りながら処置を救急車の中でやっていただいていると。また、今、説明ありました1回から2回のコンタクトで出発できるというところまでやっていただいている。非常に感謝の思いでいっぱいでございます。また、しっかりと業務に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内藤委員長 それでは、黒木委員の通告に関連する質疑があれば、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 それでは、資料の10ページ、11ページ、千波湖浄化に対してお尋ねをいたします。

トータルで2億2,262万4,000円の事業を行っておるんですが、千波湖の浄化に対して見通しというのはどのように持っておられるか。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

千波湖の水質浄化の見通しについてでございますが、現在、アオコが発生しているのは事実でございます。アオコについては、窒素やリンのほか直射日光、また、水温の状況、千波湖に流れがないとか、滞留時間が長いなどさまざまな要因で発生しているものでございます。

そのような中で、霞ヶ浦導水事業が今行われておまして、これにより毎秒3トンの清浄水が入ることにより、今までの総流量がおおむね倍以上、3倍近くになるんですが、これにより、より水の押し出し効果が見込め、水の滞留時間が減り水質浄化に効果があるものと考えており、現在、国、県、市において推進しているところでございます。

○内藤委員長 福島委員。

○福島委員 要するにBOD、CODの発生はどのぐらいになってるの。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

資料の11ページの5になるんですが、CODの値につきましては、平成26年度から30年度にかけて若干ふえ気味ということが結果にはなっております。しかしながら、過去5年のデータでは読み取りにくいのですが、さらにさかのぼりますと、那珂川からの導水量とCODやクロロフィルaという12ページにある(4)の数字なんです、こちらクロロフィルaについては、アオコそのものの量というふうに捉えていただければよろしいのですが、これらについては、関連性があるということが考えられます。

平成の初期になります、このころの年間導水量は1,000万トンを超えておりました。このころの数値は、CODが10前後と今の半分程度でございました。その後、平成20年代に入りまして、年間導水量が500トン以下にまで落ち込みました。近年は、300から400トンにまで落ちております。これとあわせるようにCODも20を超える値となっておりますので、今後、導水量がさらにまたふえることにより

CODが減っていくというふうを考えてございます。

以上でございます。

○内藤委員長 福島委員。

○福島委員 この数値からすればね、昔那珂川導水やったときには、大体千波湖の量は30万トン、それがそのまま一つも私はこの数値から見ればよくなっていない。というのは、窒素、リン等は、それからこういう数値からすれば、なぜだめなのかというのは、いくら那珂川導水やってもね、堆積物、要するにヘドロを除去しなければ上水だけ交換しても夏場はアオコがふえたり、悪臭になったり、今年はなかったけど、そういうのがあるんですよ。

だから、これやっていけば、たまたま今年はアオコとか悪臭の発生があまり見られなかったけれども、現況的に聞くと、いつになれば浄化されるの。全然那珂川導水やっても前は1週間で30万トンが新しい水に変わってたわけだ。今は全然導水したって水が少なくてだめだと。霞ヶ浦導水になったといっても、なかなか無理だと。

要するに、問題点は、浄化する水が年間を通して得られないでしょ。例えば、農家の田植え時期とかそういう時期的には導水はできなくなる。論点を変えるが、ヘドロの除去というのは考えてないの。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ヘドロの除去につきましても、今後、考えていかなければならない水質浄化の方策の一つであるということは認識してございますが、まずは霞ヶ浦導水が来年度に国、県、市が完成する計画となっております。それを見て導水をした上で、今後、全体の推移を見守りながら考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○内藤委員長 福島委員。

○福島委員 なぜ導水をやったのか、課長ね。桜川は二級河川だけれども、一級河川のみなし河川にして、那珂川からの導水をやったんだよ。それには、1週間で30万トンを入れて新たな水にして変えたの。けれども、いくらやってもヘドロや——なぜかという、千波湖は水深が1メートルぐらいしかないんだよ。その中にヘドロが堆積しているから、その匂いでアオコが発生したり、そしてまた悪臭公害になるわけです。だから、基本的には、上水だけ導水やっても、導水がとまったときには、アオコや何かが発生して悪臭が発生するんですよ。

だから、基本的には、ヘドロを取らなければどうにもならないんです。そういうヘドロ対策というのは、一切調査研究はやってないということで理解していいんですか。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ヘドロの研究を一切していないというわけではございません。ヘドロについてもどのような成分が含まれてアオコと影響があるのかということは、現在も調査しているところでございますが、一番の要因は、やはり千波湖に流れがない、滞留時間が長すぎるということがやはり最も大きな原因になっているということで、いかにして水に流れをつくるのかということを中心に置いてやっているところでございまして、その結果、

導水事業による押し出し効果というものを目指していきたいというふうに考えております。

引き続き、ヘドロについてもあわせて調査研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤委員長 福島委員。

○福島委員 これ30年来やってるわけだ。私も議員は40年やってるけれども、佐川市長時代からそういう問題はあるわけだ。それから、黒木委員も言ったけど、湧水、大地から出てる水で希釈という考えもあったんです。けれども、現実には、いくらやってもだめなんです、もう何十年で。これ毎年2億円、3億円、何十億円ってかかっているんだ。

私は、千波湖の中に井戸を掘ればいいと思ってるんですよ。井戸を100カ所ぐらい掘ったって、1個100万円なら10億円もあればきれいにできる。毎年3億円、10年で30億円、それ以上かかっている。千波湖の湖底に100カ所ぐらい突き抜き井戸を掘る。要するに、浄化というのは、10メートルぐらい地底から掘ればみんな新しい浄化された水になるわけだ。なぜそうしなきゃいけないかという、千波湖の周りにはレイクランドがあって、レイクランドを埋めてつくったときには、ヒービング現象って言って、常磐線が浮き上がっちゃうんです。昔は、千波湖の水を抜いて浄化したんですよ、天日干し。けれども、それをやると、ヒービング現象で千波湖の水の重量で平均化してる。水を桜川へ抜いてしまうと、常磐線が下がって千波湖の湖底が上がってしまうというヒービング現象が起きるから、今はなかなかそれができないんです。

それはどうすればいいかというのは、千波湖の中へ突き抜き井戸を掘って水を出して新しい水を千波湖へ流せば、当然浄化された水ですから希釈されるんじゃないかと。これは現実には、東京の方ではもうやってる。湖や沼が各地にあります、そういうのが汚染されてもそうやって抜いたり、水を掘って希釈してる例はあるんです。

ですから、千波湖の浄化というのは、いかに水流したって、上水だけやったら、これ20年、30年やったんですから。だめなんです。まず、ヘドロを取らなきゃだめなんです。ヘドロを流さなきゃだめなんです。そのためには、千波湖の中へ井戸を掘って新しい水を千波湖へ流してそれを循環させる。そして、そのヘドロを出した一部を桜川のほうへ流すというふうにやらないと、いつまでたったら——そういう調査研究というのは何ら考えてないですか。

○内藤委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

井戸を掘ることやヘドロの除去につきましても、委員御指摘のとおり、現在、国、県、市、桜川清流ルネッサンス行動計画というものがございまして、こちらのほうで議題として取り上げて調査研究をしているところであり、引き続き導水事業に加えてこれらの事業も含めて総合的に判断して、何が水質浄化に一番効果的なのかということの研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○内藤委員長 福島委員。

○福島委員 これから研究していくってことだから、何もやってないということしか理解できないんだけど、もうだめなんだよ。だめな原因というのは何なのかと。頭の悪い人は勉強すればよくなるの。へ

ドロがあって汚い水はそれを取ればいい。けれども、一気に取ったんではヒービング現象があるから、それを希釈しなきゃだめなんだということだから、いくら言ったってやってないことを質問しても答えが出ないだろうから、ぜひ千波湖の浄化というものに対しては、その基本はヘドロがあると。知ってるのは知ってるんだよ。千波湖の水が動いてないから、どうしても匂いとか悪臭とか出てくるんだよ。あの水を30万トンも動かすのはできないんだよ。けれども、100個でも井戸を掘ってそれを全部下から出して流してやれば水は流れるんだよ。

やっぱりそういうことを本当にまじめに千波湖をきれいな水に、きれいな千波湖にしようというものを考えていただきたい。要望しておきます。

○内藤委員長 質疑時間が申し合わせの時間を経過いたしましたので、以上をもちまして質疑を終わらせていただきます。

それでは、次に、森委員から発言をお願いします。

森委員。

〔「ちょっと待って。今、福島委員の関連質疑が終わったんでしょ。そのほかは聞いてくれないのか」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 時間が過ぎてから。

〔「関連は何人かできるわけだっぺ」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 じゃ関連で、はい。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、手短かに申し上げます。

今のごみの分別回収について、資源ごみについてですが、これ自治会の貴重な財源であったり、子ども会活動の貴重な財源だということ、一般的にその活動する人が少なくなっているということもありますけれどもね、現実には集積場所がないということが大きな要因だというふうに私は聞いておるんですよ。

やっぱり、こういう意識を持つということがね、これから新しい清掃工場ができて、さらに分別回収をしていくということになると、そういう市民の意識の醸成というのが一番大事なんです。そのためには、やっぱりそういった問題をある程度行政も一緒になって考える。こういうことも私は必要なんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういう点は考えていただいて、後ほどまだ質問がありますから、答弁は結構ですけれども、そういうことだけ申し上げておきます。

○内藤委員長 では、森委員。

○森委員 発言通告にしたがいまして質問を行ってまいります。よろしく願いいたします。

初めに、2款1項5目財産管理費の不用額について、お伺いいたします。

資料⑦、73ページにあります不用額合計が前年度に比べ倍以上の5,931万2,922円となっておりますが、御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

不用額の要因となった理由でございますが、資料の15ページをお開き願います。

資料につきましては、左側から不用額の合計、次に主な不用額、節でございます。それに対する理由を載せてございます。これにつきましては、50万円以上の不用額を記載してございます。

主な項目ですと、まず需用費でございますが、これにつきましては、主なもので電気料でございます。電気料の積算につきましては、前年度の使用料について積算いたしましたが、実際の使用料が見込みより抑えられたということで、前年度に対しまして不用額がふえている要因でございます。

次に、委託料につきましては、1,109万6,379円ということで、前年度につきましては臨時庁舎完成ということでございましたが、新たに1月から本庁舎が完成したということで、それに関して積算した金額より少なく契約差金が生じたということが前年度より不用額がふえた要因でございます。

以上でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 中でも大きな金額となっている需用費の電気料等のうち等の部分の詳細について、御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 電気料につきましては、各臨時庁舎ごとに積算してございます。内訳といたしましては……。

〔「電気料等の等は何かということ、電気料じゃなくて等」と呼ぶ者あり〕

○谷津財産活用課長 電気料等の等につきましては、そのほかに上下水道料及び都市ガス等でございます。燃料費それから印刷製本費、施設修繕料等が含まれております。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 委託料の施設管理委託料等で契約差金が生じたためとありますが、この契約差金が生じた理由について再度御説明をお願いします。

○内藤委員長 谷津財産活用課長。

○谷津財産活用課長 ただいまの御質問でございますが、契約差金の生じた理由でございますが、これにつきましては、予算執行に対しまして、競争の結果、競争原理が働いた結果、契約差金が生じたということでございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

次に、2款1項8目交通政策費の不用額について、提出資料の15節工事請負費の幹線市道21号線自転車通行空間整備工事で未執行が生じたためと、19節負担金補助及び交付金の超低床ノンステップバス導入事業補助金の未執行について、御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 御質問にお答えいたします。

15節の工事請負費の未執行につきまして、事由欄に記載のとおり、幹線市道21号線の自転車通行空間整備工事で未執行が生じたためと記載させていただいております。

この事業につきましては、国庫補助事業として執行しておりまして、当初、市の予算で見込んでおりまし

た国庫補助事業費に対しまして、実際に国から補助金が入ることになる内示額が減少したといったことがございまして、その結果、執行を抑制して不用額を発生させたという状況でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金の不用額につきまして、そのうち事由の欄の下から3番目、超低床ノンステップバス導入事業補助金につきましては、当初、予算では10台分、合計700万円の補助金を予算措置をさせていただいておりました。予算執行年度に入りまして、燃料費の高騰などによりまして、事業者における車両の更新計画、導入計画の変更を余儀なくされたという状況がございまして、最終的に1台のみの交付にとどまって、その結果、630万円の不用額が発生したと、そういう状況でございます。

説明は以上でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 自転車通行空間整備工事の未執行なんです、特に市民の皆様から自転車通行道路が水戸の場合は少ないという御指摘等ありまして、来年度以降、どのような計画で推進していくか御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 今後の自転車通行空間整備の計画につきましては、本市では、水戸市自転車利用環境整備計画というものを策定しておりまして、その中で、水戸市内における自転車ネットワークの計画を策定しております。そのネットワーク計画のうち、優先整備路線として定めております国、県、市それぞれの管理道路につきまして、令和5年度までに整備をする計画を立てているところでございます。

実際に事業を進めていく上では、国庫補助事業の内示額と非常に影響があることでございますけれども、着実に予算措置を図り、事業を推進してまいりたいというふうに考えております。自転車が安全に走行できる空間をつくることをもちまして、歩行者の安全、自転車の利用環境の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

次に、ノンステップバスについてですが、補助金の国、県、市の割合、またノンステップバスの中古でも補助金がつくのかどうか聞きたいと思っております。

○内藤委員長 須藤交通政策課長。

○須藤交通政策課長 御質問にお答えします。

ノンステップバスの補助金の率でございますけれども、水戸市の補助対象経費、補助率につきましては、補助対象経費の4分の1となっております。それから、県の補助率につきましても4分の1。それから、国の補助率につきましては2分の1ということになっております。

それから、中古の車両につきましても補助対象になるという制度でございますけれども、実際にバス事業者が中古車両を入手するときには、市場に出回っているものをすぐに購入するという手続が必要になっておりました。この補助金の交付制度によりまして、実際、欲しい車両が見つかってから交付申請をするということが時間的になかなか合わないということがございまして、利用率については低いという状況になってお

ります。

より事業者が制度を活用しやすい方法を検討してまいりたいというふうと考えております。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の不用額について、提出資料の19節負担金補助及び交付金の個人番号制度運用負担金が見込みより少なかったためについて説明をお願いいたします。

○内藤委員長 高安市民課長。

○高安市民課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

こちら個人番号制度運用負担金の内容といたしましては、マイナンバーカードを作成しております地方公共団体情報システム機構、略称でJ-LISと呼ばれております。こちらに対しまして各自治体が支払う負担金となっております。

まず、負担金の算出根拠でございますが、J-LISが必要としました全体の経費を各自治体の人口により案分したものがそれぞれの自治体の負担額となっているものでございます。今回、不用額につきましては、当初にJ-LISからいただいております負担金の上限の見込み額、こちらをもとに予算措置をしたものですが、年度末における実際の請求額が予算額より少額であったことから、不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 マイナンバーカードにつきまして、今後、国からのマイナポイント等、また保険証にもなり得るということで、交付率を上げていく施策をお願いしたいと思っております。その点につきまして御答弁をお願いいたします。

○内藤委員長 高安市民課長。

○高安市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、本市のマイナンバーの交付率につきましても8月末現在で13.2%ということで、普及がなかなか進んでいない現状でございます。

こうした中、国におきまして、マイナンバーカードの普及促進に関する方針が出されたところでございますので、令和4年度末までにほとんどの住民がカードを保有することを想定して普及を進めていくこととされております。

本市といたしましても、国の交付枚数の想定をもとに、今後もあらゆる機会を捉えての取得勧奨、また企業等への出張での一括申請、公務員の一斉取得の推進などに努め、マイナンバーカードの普及を進めてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございました。

次に、3款1項2目障害福祉費の不用額について、御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

障害福祉費の不用額の内訳につきましては、障害福祉課作成資料18ページのとおりでございます。主なものといたしましては、委託料と扶助費でございます。この2つで97.5%を占めている状況でございます。

初めに、委託料でございますが、市の障害福祉施設の管理運営につきまして、社会福祉協議会等を指定管理者として運営を委託しております。委託料の予算につきましては、利用料として市に歳入される自立支援給付費の見込み額により予算額を決めており、年度末に施設の利用状況により精算を行っております。

次に、扶助費でございますが、各種の福祉手当や障害福祉サービス給付費に係る経費でございます。扶助費、委託料ともにそれぞれ過去の実績や制度改正などをもとに予算額を決定しております。委託料、扶助費ともに額が多額でございますので、見込みの率が多少異なりますと予算と決算の乖離が大きく生じてしまうという性質がございます。平成30年度につきましては、利用者の体調の変化等で利用が困難なケースが多くございまして、利用者が少なかった状況がございます。

説明は以上でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 20節扶助費の手当給付費等が見込みより少なかったためとありますが、この見込みがなぜ少なかったのかというのを御説明お願いいたします。

○内藤委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 障害者手当等につきましても、それぞれ過去の実績等につきまして伸び率を推計いたしまして予算額を決定している状況でございます。実際、その推計は過去の経済情勢また利用者の伸び率等を勘案いたしまして予算を作成しておりますが、平成30年度につきましては、やはり伸び率が少なかった状況がございます。

今後とも予算編成時にさらに適正な見積りに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

次に、3款2項3目児童措置費の不用額について、御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの森委員の御質問にお答えいたします。

児童措置費のうちの幼児教育課分の不用額について、御説明いたします。

提出いたしました資料の19ページでございますが、不用額のうち主なものは、委託料と負担金補助及び交付金でございます。

委託料の不用額につきましては、民間保育所や小規模保育事業、家庭的保育事業などの委託事業者に支払う運営費が主なものでございます。また、負担金補助及び交付金につきましては、保育所等で行っております一時預かり保育事業や保育士の負担軽減のための保育体制強化事業補助金の事業のものが、見込みより少なかったところでございます。

○内藤委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 森委員の児童措置費の不用額のうち、扶助費の不用額につきましてお答えいたします。

扶助費の不用額につきましては、児童手当と児童扶養手当が主なものとなっております。いずれも法に基づきまして、児童手当につきましては、中学校修了前の子どもを養育する親等に支給するものであり、児童扶養手当につきましては、法に基づき満18歳未満の児童を養育するひとり親等に支給するものでございます。

予算と決算の乖離につきましては、実績や人数見込み、単価改定等の影響等を反映しまして、総合的に積算して当初予算措置をしたものでございますが、実績といたしまして不用額が生じてございます。

なお、当初予算に対する執行率につきましては、児童手当につきましては98.8%、児童扶養手当につきましては94.3%でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 大きな金額となっております13節委託料の施設型給付費等について、再度詳細な説明をお願いいたします。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの森委員の再度の御質問にお答えいたします。

委託料のうちの不用額の金額が大きいということでございますが、こちらは民間保育所や小規模保育事業及び家庭的保育事業の委託料ということでございますが、予算査定につきましては、年度内に新設する施設も含めまして全体の利用定員に定員を超えて入所できる弾力化というのがございます。弾力化を1.1倍と見込みまして、それを乗じて運営費を算出しておりますが、実際には定員まで入らなかった保育所等がございます。また、年度内に開所できなかった保育所、年度末に開所してしまったということで年度いっぱいの運営費が支払えなかったということが大きな要因でございます。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 来年度以降についての見込みについてはいかがでしょうか。御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの森委員の再度の質問にお答えいたします。

来年度以降につきましても保育所等の確保を行いまして、定員どおり利用者のほうを確保するように努め、運営費のほうを支払えるようにしてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 森委員。

○森委員 ありがとうございます。

待機児童がまだいらっしゃると思いますので、今後、市としても待機児童ゼロに向けて施策のほうをよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○内藤委員長 それでは、森委員の通告に関する質疑があれば発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 以上で、森委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩します。

午前 1 時 3 4 分 休憩

午後 1 時 0 分 再開

○内藤委員長 それでは、休憩前に引き続き、通告に基づく質疑を行います。

この際、御報告します。

本日、一般傍聴人 1 名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

[傍聴人入室]

○内藤委員長 それでは、中庭委員から発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、まず財政調整基金の活用について質問したいと思います。

2018年度決算を見ますとですね、財政調整基金の取り崩しは36億4,000万円でありました。基金残高は58億1,700万円となりました。そのうち、東町体育館、市民会館などの4大プロジェクトのため、昨年度取り崩した財政調整基金は幾らなのか。4大プロジェクトをもとに内訳をお聞きしたいと思います。そして、4大プロジェクトの建設費の合計は840億円とされておりますが、財政調整基金から最終的に幾ら取り崩すのかお答えをいただきたいと思います。

○内藤委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

財政調整基金は一般財源でございますので、どの事業の財源という考えは厳密にはございませんけれども、平成30年度決算における4大プロジェクトの一般財源の額は、市役所新庁舎が7,400万円、新ごみ処理施設が2,900万円、新市民会館が1,000万円、東町運動公園が2億4,500万円でございます。これに、整備に係る人件費として3億2,000万円を加えた額の6億7,800万円が4大プロジェクトに充当した一般財源と考えております。

また、合計額につきましては、最新のみと財政安心ビジョンにおきまして、4大プロジェクトの一般財源を70億2,900万円としております。この額が財政調整基金の活用額と言えると考えております。

以上であります。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 次の質問なんですけれども、新市民会館の建設のために泉町1丁目北地区市街地再開発事業では、昨年度、28億4,400万円が支出されました。このうち、財政調整基金は幾ら支出されたのかということをお答えいただきたい。

○内藤委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 泉町1丁目北地区市街地再開発事業に対する補助負担金の決算額は、御質問にありましたとおり28億4,488万4,000円でございます。これに対する財政調整基金の活用額につきましては、5,300万円でございます。少額となっている理由につきましては、今年度の決算は平成29年度からの繰越事業が多いために30年度の財調としては5,300万円ということになっております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 昨年度の支出28億4,480万円のうち、市債から13億2,110万円の支出がされました。そして、さらに今後、新市民会館の建設、建物の分の192億円のうち148億円が借金であるということでありまして、そういう点では、非常に水戸市の借金をふやすばかりではないかというふうに思います。そして、新市民会館建設に伴う周辺の開発事業というのは125億円になります。この中に、さっきの840億円の中に入っていないんですけれども、今回の再開発事業が行われました。この中での財政調整基金というのは幾らぐらい使われるのかお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 さきの特別委員会に報告いたしました泉町1丁目北地区市街地再開発事業の補助負担金の水戸市の見込みとしては、125億円という御報告をしております。

これにつきましては、今後の支出もありますので、正確にお答えすることは難しいのですが、試算では15億2,400万円の一般財源を要するものと考えております。

〔「だめだよ委員長、あくまでも決算だからね、去年のやつやんねえと」
と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 4大プロジェクト優先の財政調整基金の支出はやめていただきたい。今の70億円も4大プロジェクトで支出すると。私はですね、こういう大型プロジェクト優先の財政ではなくて、福祉、教育に使う、例えば学校給食費の無料化は20億円ですみますし、国保税の1世帯1万円の値下げも4億円でできます。こういうところにこそお金を使うべきではないかということを指摘したいと思います。

そして、同時に、水戸市の市債の合計は、昨年度末で2,258億円もあったわけですね。ですから、そういう点では、やっぱり福祉、暮らし優先にしていかなければ、借金がどんどん膨れ上がる、市民の皆さんの暮らしの対応もできないということになると思います。

次に、市税について質問をしたいと思います。

昨年度、市税の滞納による差し押さえ件数は1,217件ののぼりました。前年度は826件でありましたから、391件もふえた。400件近くもふえているということですが、この急増した理由と、それから差し押さえの内訳についてお答えいただきたいと思います。景気も悪化し、実質賃金も落ち込んでいる中で、給料や年金を差し押さえたら生活ができなくなってしまうということでもあります。生活実態に見合った分納、減免などを認めることが必要だと思いますが、昨年度急増した理由、差し押さえの内容についてお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの中庭委員の御質問についてお答えいたします。

給与や年金の差し押さえについてでございますが、納期限が経過した市税につきましては、督促、納付催告、差し押さえ予告などを段階的に進めており、その中で納税相談についても促しております。

しかしながら、納税相談も納付もない場合には、法律により差し押さえが認められている財産が判明したものにしまして、滞納処分を執行するなど法令に基づき適切に対処しているところでございます。

財産がありながら納税しない方を放置することは、納期限内に納税されている多くの市民の方に対する不

公平感を生んでしまいますので、行政の信頼を損なわないためにも必要な措置だと考えております。

なお、給与や年金の差し押さえにつきましては、国税徴収法の76条及び77条により、給与及び年金の差し押さえ禁止額が定められておりますので、それを超える部分の金額におきまして対応しているところでございます。

また、市税の差し押さえの件数とその内訳についてでございますが、提出資料の22ページをごらんいただきたいと存じます。この中の差し押さえ状況でございますが、平成29年度の差し押さえ件数が合計918件でありましたが、平成30年度は1,298件となっております。差し押さえ件数の増加につきましては、財産調査の徹底を図り現金化の容易な債権を中心に滞納処分を行ってきた結果と考えております。

主な差し押さえ財産につきましては、預金や生命保険、給与などとなっております。

以上でございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 この資料を見てもわかるようにですね、年金の差し押さえが32件にもなっている。それから、給与などの差し押さえが468件にもなっているということで、私は給料や年金を差し押さえたら、それこそ暮らしもなりわいも成り立たなくなってしまうということなので、分納、減免などを認めることが必要だと思います。

それで、延滞金については、10%以上の延滞金がありまして、この減免件数を見ますとね、昨年度は8件と非常に少ない。2013年のときと比べると、減免件数は80件もありました。そして減免額も1,565万円もあったんですよ。ところがですね、昨年度の国保税減免の額は49万8,000円ということで、大幅に減少しているということでありまして、私は、減免規定に沿って、廃業、失業などの場合は積極的に減免も実施すべきじゃないかと思いますが、このように減少した理由についてお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてでございますが、延滞金につきましては、原則として本税と合わせて納めていただくもので、納期限までに納税される方と納期限までに納めない方との公平を期するための制度でございます。延滞金の減免につきましては、水戸市市税条例施行規則第5条に規定がございまして、災害または盗難によりやむを得ない事情があるときなど10の該当要件を定めており、納税相談の際によく事情を聞きながら、該当すると思われるときには減免について御案内をしております。

平成30年度の減免件数や減免額の減少につきましては、同規則に合致する案件が少なかったためでございますが、今後におきましても、法令等を遵守した適切な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私もこれまで延滞金の減免について、かつて申し出たこともありました。しかし、実際は、非常にハードルが高くて、減免されないというのが実態でありまして、本当に困っているということでありました。私は、積極的に市税条例で定められた減免規定をきちんと適用すればね、8件なんかにとどまらないと思うんですよ。非常に少なすぎると思います。ぜひ、積極的な減免規定に沿った適用をお願いしたいと思います。

それから、茨城租税債権管理機構について質問したいと思うんですが、昨年度、水戸市が債権機構に取り立てを委託した件数は80件でありました。過酷な取り立てで、かつて土浦で歯医者さんが自殺したと。さらに静岡まで行って取り立てを行って問題になった事例もありました。今日の提出資料を見ても、昨年度は37件の差し押さえをやったということがありました。半分近くが差し押さえということですので、ぜひこういう過酷な取り立てを行う債権管理機構に委託するということを行うべきではないと思いますが、いかがでしょうか。そして、また、委託した80件のうち国保税滞納による件数は何件なのかお答えいただきたい。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

平成30年度に茨城租税債権管理機構へ移管した80件の滞納案件のうち、国民健康保険税が含まれるものは57件でございます。また、茨城租税債権管理機構におきましては、県内外の広域的な財産の調査や高額事案等に幅広く対応している専門機関であることから、滞納整理に関する知識や経験の蓄積においてすぐれていると考えておりますので、引き続き連携をしながら滞納事案の早期解消を図り、市税の収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、国保税についてはね、債権管理機構に送るべきではないと。もともと国保税は債権管理機構に送らないという決まりがありましたが、それを事実上ないがしろにして国保税を委託するというやり方はやめていただきたいと思います。

次に、不納欠損のあり方について質問したいと思います。

事業が失敗し、破産・倒産した場合は、地方税法の第15条の7第5項を適用して取り立てをやめるべきだと考えますが、昨年度、この条項を適用した件数は1,311件にとどまっているということでありまして、1,311件にとどまっているということで、9%にとどまっているということでありまして。そういう点では、なぜこのように少ないことになっているのかお答えいただきたい。

○内藤委員長 佐々木収税課長。

○佐々木収税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

地方税法第15条の7第5項に基づく滞納処分の執行停止に係る即時消滅につきましては、その適用できる要件としまして、滞納している法人が廃業し、事実上事業の再開が見込まれないときや高齢で毎月の収入が法令で定める差し押さえ禁止額以下で、将来回復する見込みがないことが明らかであるとき、また外国人就労者等が滞納したまま帰国してしまい、将来戻って来る見込みがないときなど、地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに適用するものでございます。

滞納者の調査を進める中で、こうした事実が明らかになったものにつきましては、しっかりと適用してまいりたいと考えております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、答弁がありましたけれども、あまりにも少なすぎると思いますので、破産・倒産した場合にはね、ぜひこれは適用していただきたいと思います。

次に、非正規職員を減らして正職員をふやすという問題について質問したいと思います。

水戸市は、これまで正職員を減らして臨時職員、嘱託員に置きかえてまいりました。その割合もふやしてきました。賃金も臨時職員はですね、時給850円ということで、最低賃金に近い賃金となり、1日8時間フルに働いても月13万円程度だということで、ぎりぎりの生活しかできないということでもありますので、ぜひこれは改善すべきだと思います。

そして、臨時職員と嘱託員はそれぞれ何人いて、職員全体に占める割合は何パーセントなのかということ、昨年度はどのような待遇改善が行われたのかお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、平成30年度の非正規職員、臨時職員と嘱託員の賃金及び報酬の改善状況についてでございますが、まず、主な改善状況については、臨時職員につきましては、一般事務補助の賃金の時給単価を前年度と比べまして10円増額しまして850円にしたところでございます。また、保育士、幼稚園教諭につきましては、時給単価を20円増額し1,070円、保健師につきましても20円増額し1,220円にするなどの改善を行ったところでございます。

また、嘱託員の報酬につきましては、平成30年度から任用通算期間に応じて報酬月額を決定していく制度を導入したところでございます。概要を申し上げますと、任用期間が1年を経過するごとに前年度の報酬月額に500円を加算していく制度としたところでございます。

次に、非正規職員の人数と職員に占める割合についてでございますが、嘱託員及び臨時職員の人数につきましては、決算特別委員会資料の29ページの上段の人事課提出資料にて御説明申し上げます。

平成30年度の嘱託員及び臨時職員の合計は10月1日現在で1,224人で、全職員3,310人のうち37%を占めている状況となっております。

以上でございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、答弁がありましたが、37%と、3分の1以上が、約4割近くが非正規職員になっているということでもありますので、私は、これは余りにも多すぎだと思いますので、非正規職員をですね、正職員に昇格する、あるいは採用がえするというのもぜひ行っていただいて、なるべく臨時職員、嘱託員は非正規職員として働けるように改善をしていただきたいと思います。

特に、29ページを見ますと、じんかい収集作業員の方は、時給980円で29人いらっしゃいます。ぜひ、こういう大変な職場については、非正規ではなくて正社員として採用すると、民間委託もやめるということをお願いしたいと思います。

それから、女性職員の管理職の登用問題ですけれども、女性の管理職は、部長が1人、課長級が6人というのがこの28ページに出ておりました。全体では16%しかいないということでもあります。目標はですね、この下に書いてありましたが22%にするということですが、女性の管理職登用のためどのような努力をしたのか、また本当に目標が達成できる状況なのかお答えいただきたい。

○内藤委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

人事課といたしまして、女性職員がその能力を最大限に発揮できるように、適正な人事配置や能力の開発、キャリア形成支援等を図っていくとともに、将来的に管理職を担う人材を計画的に確保できますように、女性職員を係長級等に積極的に登用いたしまして、人材の裾野の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひですね、女性の管理職登用を進めていただきたいと思います。

次に、新市民会館の整備についてですけれども、これは時間の都合上、割愛いたします。8款土木費の中で質問していきたいと思います。

次に、7番目に高齢者福祉はり、きゅう、マッサージ施術費助成制度について質問したいと思います。

70歳以上と身体障害者に年間5枚の補助券を発行しております。利用者は何人なのか、そしてまた70歳以上の対象者に対して利用割合は何人なのかお答えいただきたいと思います。70歳以上と身体障害者に年間5枚以上の補助券を発行しているということですが、その利用者とは利用割合が何パーセントなのかお答えいただきたい。

○内藤委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

この制度は、高齢者及び身体障害者の健康保持と心身の安定を図るためということで、70歳以上の高齢者と身体障害者手帳1、2級をお持ちの方を対象に、保険適用外のはり、きゅう、マッサージの施術費のうち1,000円分を助成する利用券を年間5枚交付する制度となっております。

お手元の決算特別委員会資料54ページをごらんいただきたいと思います。平成30年度の利用状況といたしましては、1,421人に7,105枚の助成券を交付いたしました。交付した7,105枚のうち実際に利用された枚数は4,119枚でございます、利用率は約6割となっております。

以上でございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 実は、先日ですね、女性団体からこのはり、きゅう、マッサージの助成制度をぜひもっと充実させてほしいという要望が出されました。9月の13日なんですけれども、出されました。私もその方からお話を聞きましたけれども、ひたちなか市では15枚も発行していると。そして、利用しているんですけども、体が非常に軽くなって、本当に助かっているということでありました。

したがってですね、利用者が1,421人とどまっているというのは、やっぱり一つはね、制度のPRが足りない。知らない人がたくさんいらっしゃるということだと思いますので、ぜひ多くの方々に利用できるように、PRだとかあるいは枚数も年間5枚ですから、少な過ぎると思いますので、これをふやすということで、ぜひ検討をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次にですね、保育所の増設と保育士の待遇改善についてということでもあります。

保育所の待機児童解消のために、昨年度、水戸市はどのような対策をとったのか。増設した認可保育所の数と定員数、そして待機児童がどうなったのかお答えいただきたい。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

昨年度整備いたしました保育所数でございますが、民間保育所定員90名の保育所が3園、そして定員19名の小規模保育施設が10園で、そのほか既存の保育所の定員も定員変更による定員拡大も入れまして494人の定員増となっております。その結果、待機児童につきましては、平成30年4月1日現在30人ということになっております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 保育所の増設のためにですね、水戸市は小規模保育施設を増設を行っております。子どもたちが遊ぶ園庭もないと、入所できるのはゼロ歳から2歳までの児童であって、3歳になるとですね、保育所に移らなければならないということになります。3歳児になったときに、ほかの保育所に入所できたのかどうかね、お答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの中庭委員の再度の質問にお答えいたします。

小規模保育施設につきましては、3歳から転園ができますように連携を設けることを認可の条件としております。また、3歳以上の受け入れを確保するために、連携園を複数設けてもらうことや同一法人が運営する保育所の3歳児の受け入れの枠を拡大していただくなどの対策をとっております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、小規模保育施設を増設して待機児童を解消するというやり方は、やめてですね、やっぱり5歳まできちんと保育でき、そして子どもたちが遊べる園庭がある認可保育所の増設で待機児童解消を図るべきだと思いますが、市の考え方をお聞かせください。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの中庭委員の再度の御質問にお答えいたします。

小規模保育事業につきましては、現在21カ所、民間保育所につきましては43カ所ということで、実際この定員につきましては、利用申し込み人員よりも若干多くなっております。今後は、利用調整、マッチングなどを行いながら、それと保育士の確保などを行いながら、きっちり保育所に入れるように利用調整のほうをしていきたいと思っております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 次にですね、生活保護について質問したいと思います。

まず、1つは、生活保護申請の窓口対応の問題なんですけれども、生活保護を受給したいという相談件数が、昨年は1,434件ありました。実際にその中で生活保護を受けられるようになったのは560件にとどまっている。生活保護を受けたいと相談に来る3分の1しか生活保護を受けられないという状況になっているわけでございます。生活ができなくなって生活保護を受けたいと相談に行くのに、なぜ3分の1しか受けられないのかお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

保護の相談に当たりますとは、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこととされていることから、保護のしおりを相談者に配布し、その内容に沿って適正な実施に努めているところでございます。

御質問の相談件数と保護開始件数の差についてでございますが、相談の段階で明らかに要保護状態でないケースや引き続き状況を把握する必要があるケースがあるほか、申請後の調査で資産等の保有が判明し申請却下となるケースがあったことなどから、相談件数よりも保護の開始決定件数が少ない状況になっております。

なお、保護申請書の交付につきましては、相談者からの話をよく聞き、その上で、申請の意思が確認されたものに対しては、速やかに交付するように申請手続について必要な支援を行っているところでございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、やっぱり生活に困って生活相談を受けたいと言っているわけですから、その申請する意思がある方にはですね、申請書を渡して生活保護を受けてもらうというやり方をきちんと取っていただきたいと思います。

次にですね、水戸市は、生活福祉課の中で職員2名を配置して、生活保護受給者の親、兄弟など親族に対して金銭的援助を求めるとも含めて扶養義務調査を行っております。生活保護法でも扶養義務調査は保護受給の要件とはなっておりません。この扶養義務調査は、親、兄弟などとのあつれきを生み出して生活保護を受けにくくするというようになっております。県内でも専門の職員を配置して扶養義務調査をしているのは水戸市だけであります。ですから、昨年度ですね、扶養義務調査は何件行って、その職員の人数は何人で、そして払った賃金は幾らなのかお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

提出資料63ページをごらんいただきたいと思います。中ほどに扶養義務調査員について記載しております。扶養義務調査件数は、平成30年度207件、扶養義務調査員の人数は2名、調査員の人件費は512万4,805円となっております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、やっぱり扶養義務調査というのは、結局は生活保護を受けたら市のほうから金銭的に援助ができないかどうか親、兄弟のところに行くという仕組みになっておりまして、これがね、なかなか生活保護を受けにくくしている原因になっております。また、同時に、親、兄弟とのあつれきを生んでしまうということにもなっており、生活保護法では、扶養義務調査というのは必要要件になっていないんですよ。したがって、ぜひですね、この扶養義務調査はやめるべきではないかと主張したいと思います。

次にですね、車の保有条件についてお答えをいただきたいと思います。

障害者の通院のための車、仕事に必要な車は、生活保護受給者でも認めておりますが、水戸市では、昨年度、保有を認めたのは何人なのか、お答えください。

○内藤委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

提出資料の63ページをごらんいただきたいと思います。上段に記載してありますように、車の保有につきましては、平成31年4月1日現在で30件となっております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、やっぱり30件というのは非常に少ないんじゃないかと思うんです。特に水戸市の場合、バス路線も減少して車がないと生活できないという方がたくさんいらっしゃいます。当然、生活保護を受けても通院や通勤、仕事に車を使うという場合は、車の保有を認めるべきだと思いますが、水戸市の車の保有を認める基準は、いったいどういうものなのかお答えいただきたい。

○内藤委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

自動車は、資産となり得るものであることから、原則として所有、使用を認めておらず、売却の上、最低限度の生活の維持に活用していただくこととなっております。

しかしながら、通勤用や障害者が通院等に利用する場合において、処分価値が小さいなど一定の要件を満たしていれば容認できることとなっており、それに準じた取り扱いをしているところでございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、この車の保有について、直接霞ヶ関まで行って、厚生労働省まで行って交渉をしたことがありました。この中では、車の保有、特にこれについては、地元の市町村の判断でできるんだということも言っておりました。今、バス路線も減少してなかなか移動が大変という中で、ぜひこの車の保有も認めていただきたいと思います。

次にですね、エアコン設置補助の対象拡大について質問したいと思います。

熱中症対策のため、どうしてもエアコンが今生活必需品となっております。厚生労働省も昨年4月以降、生活保護を受給した場合、エアコンの設置費補助5万円を実施するということになりました。昨年度の補助件数は何件だったのかということ、そしてまた、社会福祉協議会の生活福祉資金の融資件数、これは何件だったのかお答えをいただきたいと思います。

○内藤委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

提出資料63ページ下段をごらんください。生活保護世帯に対するエアコンの設置費の支給についてでございますが、平成30年度は支給対象となる世帯のうち7世帯に対してエアコンの購入費用等を支給し、設置されたところでございます。また、支給対象とならない世帯につきましては、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の説明を行い、2世帯が利用したところでございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はね、この件数は非常に少ないと思います。生活保護を受けている世帯は3,500世帯のものぼっております。そして、その世帯の中でですね、エアコンがなくて本当にこの夏大変だったという方もいらっしゃいますので、エアコン設置の補助制度を周知徹底していただいて、ぜひ多くの方に申請書を出していただくことにしていただきたいと思います。

そして、同時にですね、エアコンの設置費の補助というのはね、昨年の4月以降生活保護を受けた人のみ

なんですよ。そして、生活保護を昨年4月以前に申請していた方は該当にならないんですよ。

ですから、そういう点では、そういう方々に対してもきちんとした設置費補助が出されるようにしていただきたいというふうに思います。

次にですね、開放学級について質問したいと思います。

開放学級については、待機児童がふえ続けているということでもあります。待機児童が何人いるのかお答えいただきたいということでもあります。昨年度の開放学級の定員と登録児童数は何人なのか、特別教室などを利用している開放学級のうち、昨年度専用教室として改善されたところは何教室あったのかお答えをいただきたいと思います。

私の地元の見川小学校の開放学級も定員は40名なんですけれども、登録児童数は110名を超えておりました。私は、この問題について、6月定例会でもいただきましたが、それでも見川小学校の場合専用教室がなくてですね、プレハブの図工室を利用しているということでもあります。そういう点では、水戸市内で専用教室がない開放学級というのは、何クラスあるのか、これはどのように昨年改善されたのかお答えをいただきたいと思います。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

開放学級の定員でございますけれども、提出資料の60ページをごらんいただきたいと思います。定員という欄が右から3列目にありまして、そこの一番下ですが、昨年度2,375人ふえてございます。

それから、登録児童ということございまして、こちらにつきましては、その右隣3,224人が登録児童数でございます。

それから、待機児童についても御質問がございまして、待機児童につきましては、昨年度末におきまして111人でございました。

それから、開放学級の実施場所でございますけれども、専用棟を使っているところが表の中ほど、62学級のうちの30学級、それから、特別教室等を学校と共用で使っている、余裕教室を使っているということが32学級ということございました。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が聞いたのは、昨年の1年間でいわゆる共用教室のところ専用教室になったところは何カ所なのかというのを聞いております。それから、もう一つは、定員が2,376人ですよ。ところが登録は3,224人ということになっております。ですから、この差は900人近くもなっているということで、やはり私は開放学級が少ないんじゃないかというふうに思います。

先ほどお話ししたように、見川小学校は定員が40名なのに110名以上も登録して、実際私が見に行きますとね、本当に40名のところに70名も80名もいて、そしてすし詰め状態で支援の方も大変苦労なさっていると、子どもたちも狭いところにいる、なかなか思い切って遊べないということがありますので、その点で質問は、専用教室が昨年度どれくらいふえたのかということと、この登録児童数と定員との関係についてお答えいただきたい。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

専用教室につきましては、昨年度とその前の年と比べまして、3教室ふえてございます。

それから、定員と登録児童数の関係でございますけれども、登録児童数の中には、毎日使われる方だけではありません。あるいは夏休みだけ使うといった方も登録児童数として掲出しておりますので、可能な限り多くの方に使っていただけるように、日々の利用状況等も勘案しまして、定員を超えて登録をしているという状況でございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 では、次に、住宅行政について質問をいたします。

市営住宅は、低所得者に安価な家賃で住宅を提供するという目的で設置されております。昨年度、家賃免除を受けている世帯は698件でありました。前年度と比べると10%も減っている。なぜ減少したのかということであります。水戸市の減免制度は厳しくてですね、生活保護基準以下でなければ家賃減免は適用されない。県営住宅は非課税であれば家賃は減免されるということでもありますので、なぜ水戸市は生活保護基準以下としたのかお答えいただきたい。そして、水戸市の市営住宅の入居者の非課税世帯は何世帯あるのかお答えいただきたいと思います。

○内藤委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの質問にお答えします。

市営住宅の減免制度に関してですが、収入状況により算定され、非課税世帯においても収入のある入居者に関しては減免の対象とならないということになっております。平成29年度から30年度でなぜ減ったかという御質問なんですけれども、収入申告の中で入居者のほうから出されているものですから、収入があるのではないかと想定できます。非課税世帯が何世帯あるかということですが、約1,200世帯が非課税世帯であると思われま。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、非課税世帯が1,200件もあるのに減免を受けているのは698世帯しかないというのは、やっぱりこれは減免制度に問題があると、水戸市の減免制度にね。ぜひ改善を求めたいと思います。

次にですね、住宅明け渡しと支払いを求める裁判について質問したいと思います。

昨年度、水戸市は、住宅明け渡しを求める裁判を11件起こしました。入居者と連帯保証人の18人を裁判に訴えました。2017年度にも12名を裁判に訴えました。合計30名訴えたんです。訴えられた方には、80歳を超えた方、分納を導入している方、ホームレスになってしまった方もおりました。

結局ですね、連帯保証人を訴えた結果、市営住宅の入居者に必要な保証人を見つけることができないということになって、昨年度、市営住宅の申込件数は71件に激減いたしました。これは、前の年と比べても半分ということになったわけでありまして、やっぱり私はね、保証人を裁判で訴えた結果、つけることが困難になって、結局は入居者も減ってしまったということになったと思います。この関係についてどう考えるのかお答えいただきたいというのが1つです。

それから、もう一つは、住宅リフォームの助成制度についてお聞きしたいと思います。

昨年度の助成制度の利用状況と、それから補助対象は昭和56年以降の建物としているけれども、それ以前の建物をなぜ補助対象としないのか、お答えをいただきたいと思います。

○内藤委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、初めの訴えの請求裁判のほうでございしますが、こちらのほうで訴え裁判で明け渡しで退去した方でホームレスになったという情報は、私のほうには入っておりません。また、平成30年度の入居者が少なくなっているといったお話と裁判で連帯保証人を訴えていると、こちらの関係があるんじゃないかというお話でございしますが、同一年度のお話であり、決して保証人が裁判に訴えられるということで入居者数が減っているとは考えてはおりません。

最後に、住宅リフォームについてお答えします。

昭和56年以降の耐震基準の新基準を満たしていないものに関しては、リフォームの補助ができないということに関してですが、こちらは、耐震化を推進することにより、地震の際の被害を軽減し、市民の生命・財産を確保することを目的といたしておりますので、御理解願いたいと思います。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 次にですね、泉町1丁目北地区市街地再開発事業について質問したいと思います。

水戸市は、今年3月に権利変換計画を行いました。新市民会館建設用地の地権者の土地、建物の補償総額は91条補償で32億8,000万円であるということ、高橋市長が答弁しました。伊勢甚に対する土地、建物の補償額は29億4,214万円であると、3月の権利変換の縦覧で明らかになりました。

その伊勢甚に対する補償費29億4,214万円が32億8,000万円の中に含まれているのかということ、それから支払いが済んでいるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

○内藤委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

御質問の32億8,000万円、91条補償でございしますが、今回、決算する金額の91条補償に御質問の内容は含まれてございます。

○中庭委員 そうしますとですね、土地、建物の補償費32億8,000万円のうち伊勢甚に対する補償費が29億4,214万円ということになりますと、91条補償の土地、建物の補償費の89.6%が伊勢甚に対する補償ということに私はなると思います。

そうすると、結局、この市民会館の建設はですね、いったい誰のための建設なのかと、伊勢甚のための再開発、市民会館の建設なのかということになると思うんです。

それで、もう一つお答えいただきたいんですけども、伊勢甚については、権利変換計画で7,000万円の権利になりました。これは、32億8,000万円の中に含まれているんですか。

○内藤委員長 中庭委員、残り時間がなくて、あと10分なんですけれども、簡潔に願います。

〔「いいんだよ、時間来たら終わりだから」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 御質問にお答えいたします。

御質問の権利変換試算につきましては、決算とはかかわりがございません。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 いや、権利変換計画は、7,000万円の補償が行われたんですよ。これは去年ですよ。それで、権利変換計画の中に7,000万円というのが出ておりました。縦覧の中で。結局、これは32億8,000万円のほかだということですね。そうすると、さらに伊勢甚には莫大な補償が行われたということでもあります。

そして、もう一つお聞きしたいんですけども、京成デパートの解体工事費のために予算が支出されました。解体設計補償委託などの予算が組まれました。本来なら伊勢甚が自分で解体すべきなのに、なぜ水戸市が支払ったのかということが一つ。それからもう一つは、先ほどに戻りますけれども、伊勢甚は、旧京成デパートを18億円程度で買収したんですけども、建物が老朽化して価格は普通ゼロですよ。だけれども、建物だけで26億円も補償したということで、通常の不動産の売買では考えられない。26億円を補償する根拠、いったいこれは何なのかということについてお聞きしたいと思います。

○内藤委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

まず、解体についての御質問でございますが、再開発事業につきましては、施行者みずからが、権利者が帰属あるいは明け渡しを受けた建物の全てを解体することとなります。したがって、権利者に対しましては、解体に要する費用は補償をしておりません。

また、次の、建物の補償額の算定の考え方でございますが、建物につきましては、実地調査を踏まえまして、建物の構造や用途、延べ床面積などから補償基準にのっとりまして推定再建築費をまず求めます。求めた上で経過年数により決まってくる現在価値の率、これに乗じまして、建物の補償額を決定してございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はね、10年以上も放置されていて、雨漏りもしているという建物、普通ならば不動産売買では価格はゼロなのに、26億円も補償するということは、私は普通の不動産売買では考えられないと思います。これは、やっぱり伊勢甚のための再開発ではないかとの思いを一層強くいたしました。

では、次に、就学援助について質問いたします。

就学援助の昨年度の件数は1,557件と98件も減ってしまいました。なぜ減ってしまったのかというのが一つ。それから、もう一つは、学校給食を滞納すると児童手当から徴収するということとなります。貧困をますます悪化させておりますが、水戸市の貧困化率から見ればですね、1,000人以上も少ないんじゃないかというのが2つ目。それから、もう一つは、児童手当から学校給食費を差し引かれていますけれども、その児童が1,800人おります。この1,876人の子どもたちの保護者にきちんとこの制度を周知したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○内藤委員長 鎮目学校管理課長。

○鎮目学校管理課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えさせていただきます。

就学援助制度の支給人数の減少につきましては、児童扶養手当の所得限度額及び支給額の引き上げなど各

制度の充実により世帯収入が増加したことや、児童、生徒数の減少などさまざまな要因が考えられますが、全ての子どもたちが等しく学びの機会を得ることができるよう制度の充実を図ることが大変重要なことであると認識しておりますので、今後の国や県の動向、社会情勢を踏まえながら学校とより一層の連携を図り、就学援助制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○内藤委員長 中庭委員，残り5分ですから。

○中庭委員 わかりました。

私はですね、ぜひ児童手当から徴収されている1,876人の子どもたちに対して、就学援助がきちんと適用されるように求めていきたいと思えます。

では、次に、国保税について質問したいと思います。

水戸市の国保会計は、7億8,000万円も昨年度黒字がありました。黒字が繰り越されたということにもかかわらず、なぜ値下げをしなかったのかという点ですね。

それから、2つ目は、特定健診の受診率が26.9%と県内でも最下位クラスということになっていますが、早期発見、早期治療のためにもこの受診率の向上が欠かせないと思うんですけども、昨年度、受診率向上のためどのような努力をしたのかお答えいただきたいと思えます。

○内藤委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 中庭委員の御質問のうち、国保税の値下げについての御質問にお答えいたします。

平成30年度の国保税率につきましては、県に納付いたします国民健康保険事業納付金等をもとに、必要となる国保税額を算出した結果、税率を据え置いたままでは財源が不足する見込みとなりました。このため、本来であれば税率を改正し、財源を確保すべきところでしたが、水戸市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ検討した結果、前年度の国庫支出金等の一部を返還しても何とか前年度からの繰越金を財源不足額に充当する見込みが立ったため、税率を据え置くこととしたものでございます。

平成30年度の国保会計の決算状況では、収納率の向上や医療費適正化施策の推進によりまして、収支の改善が図られたことから、一般会計からの赤字解消のための繰り入れは行っておりませんが、前年度からの繰越金などを控除した後の実質的な収支は、いまだに赤字の状況であることから、平成30年度の国保税率を引き下げる状況にはなかったものというふうに考えてございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 時間がないのでね、介護保険会計で、それから後期高齢者医療会計で3点質問したいと思います。

1点はですね、介護保険については、介護保険料の滞納によってペナルティがされております。利用料の全額負担などが実施されているわけですけども、これは該当件数は何件なのかお答えいただきたい。それから、後期高齢者医療会計については、昨年度の1人当たりの保険料は幾らなのかと。

それから、2番目には、昨年度の軽減特例の減免対象者、これが減免されておりましたが、特例軽減がなくなったことによる影響額というのは幾らなのかと。それから、短期保険証を交付しておりますが、これは何人なのかお答えいただきたいと思えます。

以上です。

○内藤委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 委員御質問の給付の制限の件数でございます。平成30年度につきましては、保険料をおおむね1年以上の滞納ということで33人の方が支払い方法の変更となっております。33名でございます。

それから、給付額減額、納付を時効で欠損した場合につきましては、それで3割負担もしくは4割負担になる方については33件でございます。

以上です。

○内藤委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 中庭委員の御質問のうち、後期高齢者医療についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の後期高齢者医療保険料の1人当たりの保険料でございますけれども、こちらにつきましては、決算特別委員会の資料138ページの2にお示ししてございますので、ごらん願いたいと思います。平成30年度の後期高齢者医療の1人当たりの保険料は7万165円となっております。

続きまして、短期被保険証の発行件数につきましても、同じページに資料をお示ししておりますけれども、平成30年度につきましては、76名となっております。

また、3点目のですね、特例軽減に係る対象者数及びその額につきましても、資料のほうの138ページに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○内藤委員長 通告による質疑時間が申し合わせの時間を経過しましたので、以上をもちまして、質疑を終わらせていただきます。

それでは、中庭委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 以上で、中庭委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日18日水曜日午前10時から開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時 2分 散会